

第3回

佐賀市自治基本条例検証委員会  
【各条文・逐条解説検証の論点】  
(条文別)

令和3年5月19日(水)

佐賀市 協働推進課

事前に、委員から提出された条文・逐条解説検証確認票を集約し、一覧表に取りまとめた。

佐賀市まちづくり自治基本条例 意見集約表			A	B	C	D	E	F	G	H
章	条	内 容	委員	委員	委員	委員	委員	委員	委員	委員
前文			●							●
第一章 総 則	第1条	目 的								●
	第2条	定 義	●						●	●
	第3条	この条例の尊重								●
	第4条	自治の基本理念								●
	第5条	まちづくりの基本原則							●	
第二章 市民等の権利並びに市民等、議会及び市長の役割及び責務	第6条	市民等の権利							●	
	第7条	市民等の役割及び責務							●	
	第8条	市民活動団体の役割及び責務							●	
	第9条	事業者の役割及び責務				●				
	第10条	議会の役割及び責務	●							
	第11条	市長の役割及び責務								
	第12条	職員の役割及び責務	●						●	●
第三章 情報共有、市民参加及び協働	第13条	情報共有の推進								
	第14条	説明責任								
	第15条	会議の公開								
	第16条	個人情報の適正な管理								
	第17条	市民参加の推進								
	第18条	意見公募手続								
	第19条	意見等の取扱い		●						
	第20条	審議会等	●	●						
	第21条	住民投票						●		
	第22条	協働の推進								
	第23条	地域コミュニティ活動	●						●	
	第24条	災害等への対応							●	
	第25条	子どもへのまなざし								●
第四章 市政運営	第26条	総合計画								●
	第27条	行政評価								
	第28条	財政運営								
	第29条	行政手続								
第五章 国及び他の地方公共団体との関係等	第30条	国及び他の地方公共団体との関係								
	第31条	国際的な視野の醸成				●	●			
第六章 条例の検証	第32条	佐賀市自治基本条例検証委員会								
	第33条	条例の見直し								
全般			●	●	●					●

## 前文

わたしたちが暮らす佐賀市は、脊振山系の緑豊かな山々、そこから流れ出す嘉瀬川を抱く佐賀平野、有明海といった自然に恵まれたまちです。

先人たちは、この豊かな自然を大切にしながら、歴史や文化をつくりあげ、多くの人材を育んできました。これらを受け継ぎ、子どもたちが大好きなふるさととして誇れるまちをつくりあげていくことは、わたしたちの使命です。

わたしたちは、年齢や性別等に関わりなく、誰もが人と人とのつながりや温もりを感じ、安心して心豊かに生活できる笑顔と元気に満ちた“さがんまち”を目指し、「自分たちのまちは自分たちで治める。」という自治の主体として、役割を自覚し、積極的にまちづくりに参加していきます。

わたしたちは、市政や市民活動に関心を持ち、まちづくりに関わる全ての人々との対話を通して、参加と協働によるまちづくりを進めるために、この条例を制定します。

### 【逐条解説】

前文は、この条例を制定する意義を示しています。

また、前文は分かりやすく親しみがもてるような表現とするため、「です・ます」調を用いました。

(第1、2段落)

佐賀市がどのような「まち」であるのか、また、わたしたちは佐賀市を今後どうしていかなければならないかを示しています。

- ・佐賀市は緑豊かな山々や佐賀平野、有明海といった自然に恵まれたまちです。
- ・我々の祖先は、このような自然を大切にしながら、歴史や文化をつくりあげ、幕末・維新期をはじめ、多くの人材を輩出してきました。
- ・この自然、歴史や文化を受け継ぎ、未来を担う子どもたちが「大好きなふるさと」として誇れるまちをつくりあげていくことは、今を生きるわたしたちの使命であるといえます。

(第3段落)

第1、2段落を踏まえ、今を生きるわたしたちがどのようなまちにしていきたいのかを示すとともに、その実現のため、自治の主体としてのあるべき姿勢を宣言しています。

- ・わたしたちは、年齢や性別等に関わりなく、誰もが人と人とのつながりや温もりを感じて、安心して心豊かに生活できる笑顔と元気に満ちた“さがんまち 注”をつくっていくことを目指します。

注)「さがんまち」とは、佐賀の方言で「さかのまち」の意

- ・わたしたちは、「自分たちのまちは自分たちで治める。」という自治の主体として、その役割に自覚をもってまちづくりを進めます。
- ・わたしたちは、安心して心豊かに生活できる笑顔と元気に満ちたまちの実現に向けて、積極的にまちづくりに参加していきます。

(第4段落)

第3段落を踏まえ、わたしたちがどのようにまちづくりに関わっていくのかを示すとともに、参加と協働によるまちづくりを進めるためにまちづくり自治基本条例を制定することを示し

ました。

- ・わたしたちは、市政や市民活動に関心を持ちます。
- ・わたしたちは、まちづくりに関わる全ての人々との対話を通して情報を共有し、参加と協働によるまちづくりを進めていくために、この条例を制定します。

### 【条例に関する意見】

議論のポイント	委員の意見	委員	事務局からの説明
「私たちは年齢や性別等に <u>関わりなく</u> ・」の表現	「年齢や性別、 <u>国籍等</u> に関わりなく」と国籍を入れる必要はないか。外国籍の住民も「市民」に入っていると思う。佐賀市の市長、議員の選挙権の問題等もはらむため、対立の恐れはある。	A 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例を策定する際に、検討会議や起草部会等でどこまで表現するか議論</li> <li>・「等」の中に条文で表現できていない部分を含有</li> </ul>
	「年齢や性別、 <u>障がいの有無</u> に関わりなく」 一般的に、社会的弱者といわれる人たちに関することが見えてこない。あえて、ここに入れることもありではないか。	H 委員	
前文に、2015年9月の国連サミットで採択されたSDGsの17目標を佐賀市の目標として市民活動を行うことを記載する是非について	何らかの形でSDGsを佐賀市の基本目標として記載してはどうかと思う。	A 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SDGsは2030年までの時限的な国際目標</li> <li>・総合計画とSDGsとの関連について</li> </ul>

### 【逐条解説に関する意見】

議論のポイント	委員の意見	委員	事務局からの説明
「何を、どこまで明記するのか」が分からないまま。 また、市民としては難しいと感じた。	「説明」は、解き明かすこと、なぜ、こうなるのかの根拠、理由だと思し、説明する時には別の（置き換えて）表現をするように、今まで（学校現場では）してきたので、行政用語等もあり、仕方ないのかも知れないが、スッキリしなかった。 特に、文末で「治める」は、あるべきではなく、「～できる」という意味合い（ニュアンス）の方がいいのでは。【前文・第1条・第4条】	H 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他都市の逐条解説も参考にして、文言の追加修正も検討</li> <li>※自治：自分や自分たちに関することを自らの責任において処理すること。</li> <li>・パンフレットやDVD等のコンテンツを活用する事例を明示することで、まちづくりをより身近に感じてもらい、条文を理解していただくことも検討</li> </ul>

【その他の意見】

議論のポイント	委員の意見	委員	事務局からの説明
【条例全般】 具体的な姿、実際にどういう形で市民（我々）に伝わるのかを考えた時にどうしたらいいのか。		H 委員	
①「心豊かに」	前文で記載されているが、難しい。		
②実際に、「子どもたちが誇れるまち」とは	市民（子どもから高齢者まで）にアンケート等を取られたのか。考えられている姿は。		・考えられている姿：総合計画第5章「ふるさとに愛着と誇りを持ち、魅力ある人と文化をはぐくむまち」
③「安心して暮らし続ける」	平和、原発、オスプレイの問題や自然を守ることなどに関すると思うが、そのことに関する意見を言う場や学ぶ場の確保はあるのか。第21条の「住民投票」では、少し触れられていたようだが。		・「安心」に込められているもの ・発言の場としては、市長と語る会、市政報告会、市政への提言、市議会議員によつ一般質問などが挙げられる。
④協働の必要性は分かるが	災害等の対応など、地域（自治会等）で話し合いをされているのか。私だけが分かっているのか。それ問題ではないか。		
⑤佐賀市として、市町村合併があり、旧佐賀市と旧郡部との課題の違いがあるのではないか。	人口減少は否定できない。人口を増やすことも大切であるが、資源の活用（豊かな自然を生かす）は。		
⑥社会的弱者と言われる人たちへの関わり、配慮はどうか	社会的弱者と言われる人たちへの関わり、配慮に関して、どこかに、何らかの形で明記できないのか。		・他都市の逐条解説も参考にし、文言の追加修正も検討

## 第1条（目的）

この条例は、自治の基本理念を明らかにし、市民等の権利並びに市民等、議会及び市長の役割及び責務を明確にするとともに、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の進展を図り、もって安心して暮らし続けることができる地域社会を実現することを目的とする。

### 【逐条解説】

条例が規定している内容の概要を示し、制定の目的を明らかにするものです。

この条例は、「自分たちのまちは自分たちで治める。」という考えのもと、自治のまちづくりを推進し、安心して暮らし続けることができる地域社会を実現することを目的としています。

子どもからお年寄りまで誰もが安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するために、「自治の基本理念」と「市民等の権利並びに市民等、議会及び市長の役割及び責務」を明確にするとともに、「情報共有、市民参加及び協働」、「市政運営」、「国及び他の地方公共団体との関係等」などのまちづくりの基本事項を定めています。

### 【逐条解説に関する意見】

議論のポイント	委員の意見	委員	事務局からの説明
「何を、どこまで明記するのか」が分からないまま。 また、市民としては難しいと感じた。	「説明」は、解き明かすこと、なぜ、こうなるのかの根拠、理由だと思うし、説明する時には別の（置き換えて）表現をするように、今まで（学校現場では）してきたので、行政用語等もあり、仕方ないのかも知れないが、スッキリしなかった。 特に、文末で「治める」は、あるべきではなく、「～できる」という意味合い（ニュアンス）の方がいいのでは。 【前文・第1条・第4条】	H 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>他都市の逐条解説も参考にし、文言の追加修正も検討</li> <li>※自治：自分や自分たちに関することを自らの責任において処理すること。</li> <li>パンフレットやDVD等のコンテンツを活用する事例を明示することで、まちづくりをより身近に感じてもらい、条文を理解していただくことも検討</li> </ul>
「自治の基本理念」と…説明なのに、同じ表現でいいのか。	具体的に、「市民は等しく尊重されること、市民は、自らの意思と責任をもって、市政に参画できること」のようにしては。		<ul style="list-style-type: none"> <li>他都市の逐条解説も参考にし、文言の追加修正も検討</li> </ul>

## 第2条（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 本市の区域内に住所を有する者
  - イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者
  - ウ 本市の区域内に不動産を有する者
- (2) 市民活動団体 自治会、特定非営利活動法人その他これらに類する公益性のある活動（以下「市民活動」という。）を本市の区域内において行う団体をいう。
- (3) 事業者 本市の区域内において事業を営む個人又は団体（市民活動団体を除く。）をいう。
- (4) 市民等 市民、市民活動団体及び事業者をいう。
- (5) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。
- (6) まちづくり 公共の福祉を増進するために行われる活動の総体をいう。
- (7) 市政 まちづくりのうち議会及び市長等が担うものをいう。
- (8) 情報共有 市民等、議会及び市長等が、まちづくりに関する情報を共有することをいう。
- (9) 市民参加 市民等が、まちづくりに主体的に関わり、行動することをいう。
- (10) 協働 市民等、議会及び市長等が、それぞれの役割及び責務を自覚し、相互の自主性及び主体性を尊重し、対等な立場で助け合い、及び協力しながら活動することをいう。

### 【逐条解説】

この条例で使われている用語の意味を規定しています。

#### （第1号）

「市民」は、住民（市内に住所を有している者）のほか、市内の事業所に通勤する人や市内の学校に通学する者、市内に不動産（土地、建物など）を有する者を指します。

まちづくりには、住民だけではなく、様々なかたちで本市に関わる人々の力を結集していくことが必要です。そのために、住民以外に、市内の事業所に通勤する者や市内の学校に通学する者、さらに防犯・防災や景観などの観点から土地建物の管理責任が重要となっていることを踏まえ、市内に不動産を有する者も「市民」に含めています。

なお、「ア 本市の区域内に住所を有する者」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第10条（住民の意義及び権利義務）で規定される「市町村の区域内に住所を有する者」を指します。

#### （第2号）

「市民活動団体」は、地縁型組織（自治会、老人会等の地縁を基礎とする組織）やテーマ型（志縁型）組織（特定非営利活動法人、ボランティア団体等の志縁を基礎とする組織）など、市内で公益性のある活動を行う団体を指します。

#### （第3号）

「事業者」は、市内で企業、商店などの事業を営む個人や団体を指し、公益法人、学校法人、協同組合などの営利を目的としない団体も含まれます。

(第4号)

まちづくりに関わる主体として、「市民」、「市民活動団体」、「事業者」を「市民等」と総称しています。

(第5号)

「市長等」は、地方自治法第138条の4に規定する「市の執行機関」(市長のほか、地方自治法第180条の5に列記されている各種行政委員会)と、独立した権限を有する地方公営企業の管理者(本市の場合、自動車運送事業管理者と上下水道事業管理者)を指します。市長は、市の行政を統轄し、これを代表する立場であり、最も代表的な執行機関であることから、この条例では「市長等」と表現しています。

(第6号)

「まちづくり」は、市民等、議会や市長等の主体的な活動により行われる公共の福祉を増進するための活動の総体をいいます。

(第7号)

「市政」は、まちづくりのうち市が担うもので、議会と市長等の活動すべてをいいます。

(第8号)

「情報共有」は、まちづくりに関する情報を、市民等、議会、市長等が共有し、共通の理解を深めることをいいます。

(第9号)

「市民参加」は、まちづくりに関して、市民等が、地域や社会の課題解決に向けて責任を持って活動に自発的に関わることをいいます。

(第10号)

「協働」は、市民等、議会、市長等が、地域や社会の課題解決のため、相互の自主性・主体性を尊重し、それぞれの特性を活かして、対等な立場で役割を分担し、相乗効果を生むような連携・協力をすることをいいます。

### 【条例に関する意見】

議論のポイント	委員の意見	委員	事務局からの説明
(2) 市民活動団体 「自治会、特定非営利活動法人その他・・・」	自治会、特定非営利活動法人の前にコミュニティの自治の担い手に成長しつつある「まちづくり協議会」を入れたい。	A 委員	・地縁組織の代表として「自治会」が、志縁組織の代表として「特定非営利活動法人」が記載 ・まちづくり協議会は「その他これらに類する公益性のある活動を行う団体」に含まれている ・まちづくり協議会は、2校区未設置の状況



【逐条解説に関する意見】

議論のポイント	委員の意見	委員	事務局からの説明
<p>(2) 市民活動団体 「公益性」 (6) まちづくり 「公共の福祉を増進」 私のような市民は、 分かりにくいのではないか。 公益性…法的（行政）用語なので説明は する必要がないのではないか。</p>	<p>人権尊重であること、人間らしく、自分らしく生きることで は。</p>	<p>H 委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・逐条解説で、他都市の事例も参考にしながら、パンフレットで使用されているような文言を追加すること等も検討 『「まちづくり」とは、道路や公園の整備、建物の工事などのハード的な部分だけではなく、地域の清掃活動や伝統文化を守る取り組み、まつりやイベント開催など、ソフト的な部分もあり、市民のみなさんにも取り組んでもらえるまちづくりは、身近に沢山あります。』</li> <li>・公共の福祉：社会全体の共通の利益</li> </ul>
<p>(6) まちづくり 「公共の福祉を増進 するために行われる 活動の総体」</p>	<p>一番大切なポイントなのに、「公共の福祉」、「総体」など理解が困難。</p>	<p>G 委員</p>	

### 第3条（この条例の尊重）

他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

#### 【逐条解説】

この条例と他の条例、規則等との関係性について規定しています。

法体系上は、個々の条例に優劣はありませんが、この条例が「情報共有」、「市民参加」、「協働」などのまちづくりに関する既存の制度・仕組みを取りまとめ、まちづくりのルールとして定めたものであり、他の条例、規則等との相互調整を図る必要があることから、訓示的、宣言的な意味として、その関係性を明らかにしたものです。

#### 【逐条解説に関する意見】

議論のポイント	委員の意見	委員	事務局からの説明
逐条解説中の「訓示的」・「宣言的」という言葉が難しいのではないか。	「訓示的」は、上から下への命令的な意味と受け止められるがいいのか。「宣言的」といういい方はあるのか。	H 委員	・他の条例、規則等との相互調整を図るための表現 ・他都市の逐条解説も参考にし、文言の追加修正も検討

## 第4条（自治の基本理念）

安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するため、市民等が主体となり、まちづくりを行うことを自治の基本理念とする。

### 【逐条解説】

自治の基本理念について規定しています。

本市は、市民等が安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するため、「自分たちのまちは自分たちで治める。」という考え方にに基づき、市民等が主体的にまちづくりに関わり、行動することを自治の基本理念としています。

### 【逐条解説に関する意見】

議論のポイント	委員の意見	委員	事務局からの説明
「何を、どこまで明記するのか」が分からないまま。 また、市民としては難しいと感じた。	「説明」は、解き明かすこと、なぜ、こうなるのかの根拠、理由だと思 うし、説明する時には別の（置き換 えて）表現をするように、今まで （学校現場では）してきたので、行 政用語等もあり、仕方ないのかも 知れないが、スッキリしなかった。 特に、文末で「治める」は、あるべ きではなく、「～できる」という意 味合い（ニュアンス）の方がいいの では。【前文・第1条・第4条】	H 委員	・他都市の逐条解説も参考に して、文言の追加修正も検 討 ※自治：自分や自分たちに関す ることを自らの責任において 処理すること。 ・パンフレットやDVD等の コンテンツを活用する実 例を明示することで、まち づくりをより身近に感じ てもらい、条文を理解して いただくことも検討

## 第5条（まちづくりの基本原則）

次に掲げる事項をまちづくりの基本原則とする。

- (1) 情報共有の原則
- (2) 市民参加の原則
- (3) 協働の原則

### 【逐条解説】

まちづくりの基本原則として、3つの原則を規定しています。

(第1号)

市民等が主体的にまちづくりに関わり、行動するためには、情報の収集はもちろんのこと、情報の共有が前提となります。

(第2号)

市民等があらゆるまちづくり活動に参加できる機会を有するとともに、主体的にまちづくりに関わる必要があります。

(第3号)

まちづくりにおいては、市民等、議会、市長等がお互いの役割分担のもと、協働して取り組む必要があります。

### 【逐条解説に関する意見】

議論のポイント	委員の意見	委員	事務局からの説明
(1) 情報共有の原則	市民が情報を共有するためには行政の協力が必要。 いまだ一般市民が情報を収集しているとは思えない。 逐条解説の説明の中で、具体的に示しては。	G 委員	・逐条解説で、他都市の事例も参考にしながら、パンフレットで使用されているような文言を追加すること等も検討

## 第6条（市民等の権利）

市民等は、第4条に規定する自治の基本理念を実現するため、公共の福祉に反しない限りにおいて、次に掲げる権利を有する。

- (1) 市政に関する情報を知る権利
- (2) まちづくりに参加する権利

### 【逐条解説】

市民等の権利について規定しています。

市民等の権利は、この条例の規定により初めて認められるものではなく、市民等が主体となったまちづくりを行うための重要な事項として、あえて明示したものです。

(第1号)

「まちづくりの基本原則」のひとつである情報共有の原則から、市民等は市政に関する情報を知る権利を有しています。具体的には、第13条（情報共有の推進）に規定しています。

(第2号)

「まちづくりの基本原則」のひとつである市民参加の原則から、市民等は様々なまちづくりの場に主体的に関わり、行動できる権利を有しています。

### 【逐条解説に関する意見】

議論のポイント	委員の意見	委員	事務局からの説明
「公共の福祉」の説明	逐条解説の中に分かりやすく記載する。	G 委員	・逐条解説の中で、他都市の事例も参考にしながら、記載を検討 ・公共の福祉：社会全体の共通の利益

## 第7条（市民等の役割及び責務）

- 1 市民等は、自治の主体であることを自覚するとともに自らの発言及び行動に責任を持ち、第4条に規定する自治の基本理念を実現するための役割を広く担うものとする。
- 2 市民等は、まちづくりに関する情報を収集するとともに、まちづくりに関わるあらゆる主体の立場及び意見を尊重し、助け合いの精神をもってまちづくりに参加するものとする。

### 【逐条解説】

市民等の役割と責務について規定しています。

#### （第1項）

市民等は、自治を担う存在であるという自覚をし、自らの発言や行動に対して責任を持つとともに、「自治の基本理念」である安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するための役割を広く担います。

#### （第2項）

市民等は、主体的に行動するために、自ら積極的にまちづくりに関する情報を収集するとともに、他の市民、団体等のあらゆる主体の立場や意見を尊重し、パートナーとして、助け合いの精神をもってまちづくりに参加していくこととしています。

ただし、市民参加は、あくまでも自主的、自発的に行われるべきものであり、決して強制されるものではありません。

### 【逐条解説に関する意見】

議論のポイント	委員の意見	委員	事務局からの説明
逐条解説第2項中の「自ら」の解釈	「自ら」とは個人とも受け取られ、十分な情報収集はできないのでは。	G 委員	・「自ら」に込められているもの

## 第8条（市民活動団体の役割及び責務）

- 1 市民活動団体は、市民活動がまちづくりの中核となるべきものであること及び自らがその担い手であることを自覚し、市民活動を通じて地域における課題の解決及び地域の活性化に貢献するよう努めなければならない。
- 2 市民活動団体は、地域における課題の解決及び地域の活性化を図るため、市民活動団体の相互の連携及び組織の活性化に努めるものとする。

### 【逐条解説】

市民活動団体の役割と責務について規定しています。

（第1項）

市民活動団体は、市民活動がまちづくりの中核となるべきこと、また、その担い手であることを自覚して、その活動を通じて地域の課題解決と活性化に貢献するよう努めなければなりません。

（第2項）

市民活動団体は、地域の課題解決と活性化に向けて、相互に連携し、組織の活性化に努めます。なお、「組織の活性化」とは、単に活発な活動を行うことだけでなく、財源や人材の確保を図り、継続的な活動を行うことを指しています。

### 【逐条解説に関する意見】

議論のポイント	委員の意見	委員	事務局からの説明
コミュニティ活動との違い	第23条のコミュニティ活動との相違点を記載してもらいたい。 市民はどちらに力点すべきか不明。	G 委員	・【第2条 第2号】 「市民活動団体」は、地縁型組織（自治会、老人会等の地縁を基礎とする組織）やテーマ型（志縁型）組織（特定非営利活動法人、ボランティア団体等の志縁を基礎とする組織）など、市内で公益性のある活動を行う団体を指します。

## 第9条（事業者の役割及び責務）

事業者は、地域社会を構成する一員であることを自覚し、地域社会へ貢献するよう努めるとともに、その事業活動の実施に当たっては、地域社会との調和を図らなければならない。

### 【逐条解説】

事業者の役割と責務について規定しています。

事業者も地域社会を構成する一員であり、特に事業活動に伴って地域社会に与える影響や企業の社会的責任が重視されてきていることを踏まえ、事業者はその役割を自覚し、地域社会への貢献に努めるとともに、その事業活動の実施に当たっては、地域社会との調和を図らなければなりません。

事業者の地域社会への貢献としては、自主的な活動のほか、地域の清掃活動や祭りへの参加・協力などの様々なことが考えられます。さらに、子どもへのまなざし運動（第25条関係）においては、事業者は、子どもを育む4つの場のひとつとして重要な役割を担っています。

### 【条例・逐条解説に関する意見】

議論のポイント	委員の意見	委員	事務局からの説明
事業者は、地域社会を構成する一員であることを自覚し	地元企業に比べ大規模商業施設は利益だけ持っていき、地域貢献の意識が希薄である。 「一員としての自覚を持ち」に変えてはどうか。	D 委員	・事業者の取り組み紹介





## 第10条（議会の役割及び責務）

- 1 議会は、市政に係る意思決定を行う議決機関としての役割を担うものとする。
- 2 議会は、市政運営状況の監視及び評価を行うとともに、適切な判断及び責任ある活動を行わなければならない。
- 3 前2項及び法令に定めるもののほか、議会に関する基本的事項については、別に条例で定める。

### 【逐条解説】

住民の代表である市議会の役割と責務について規定しています。

（第1項）

議員の合議体である議会は、市長とともに住民から直接選挙で選ばれた議員で構成されており、二代表制の一翼として市政に係る意思決定機関の役割を担います。

（第2項）

議会は、市の施策に対する意思決定を行う議決機関として、市政運営状況の監視と評価を行い、適切な判断と責任ある活動を行わなければなりません。

（第3項）

議会に関する基本的事項については、法令のほか、佐賀市議会基本条例（平成21年条例第17号）で定められています。

○佐賀市議会基本条例（抄）

（議会の活動原則）

第3条 議会は、議会が、議員、市長、市民等の交流及び自由な討論の場であるとの認識に立つものとする。

2 議会は、主権者である市民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重んじ、市民に開かれた議会として、市民参加を目指して活動するものとする。

3 議会は、市の施策に対する意思決定を行う議決機関として、市政運営状況の監視及び評価を行うとともに、適切な判断と責任ある活動を行わなければならない。

（議員の活動原則）

第4条 議員は、市民福祉の向上を目指して活動しなければならない。

2 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を尊重するものとする。

3 議員は、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握しなければならない。

（市民との関係の基本原則）

第6条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を原則として公開するものとする。

3 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、議会及び議員の政策形成能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るために、議員の全部又は一部と市民等との意見交換の場を設けることができる。

【その他の意見】

議論のポイント	委員の意見	委員	事務局からの説明
<p>議員、職員管理職、審議会に女性を一定数確保することを規定するクオータ制（quota system）を導入することの是非について</p>	<p>最近、社会的事件に関連して「女性議員の比率が先進国で最低に近い」との報道されたことに鑑み、クオータ制を議論する必要があると思う。 【第10条、第12条、第20条】</p>	<p>A 委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市では女性の審議会等への参画率の目標値を43%と定め、積極的な女性委員の登用に努めている。 R2実績44.2%</li> <li>・市議会議員登用率8.6%（3人/35人）</li> <li>・管理・監督職登用率30%（監督職15%、管理職17.2%）</li> </ul>

## 第12条（職員の役割及び責務）

- 1 本市の職員は、市長の補助機関としての役割を担うものとする。
- 2 本市の職員は、全体の奉仕者として市民等の視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
- 3 本市の職員は、市政の課題に的確に対応し、職務を遂行するために必要な能力及び資質の向上に努めなければならない。

### 【逐条解説】

市職員の役割と責務について規定しています。

#### （第1項）

市職員は、地方自治法に定める市長の補助機関としての役割を担います。

なお、本市における市長の補助機関とは、地方自治法第161条から第175条までに規定する「副市長、会計管理者、職員、専門委員」を指します。

#### （第2項）

市職員は、市全体の奉仕者として、また自らも市民の一人として、市民等の視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

#### （第3項）

地方分権の進展や社会環境の大きな変化の中にあつて、高度化、複雑化する市政やまちづくりの課題に的確に対応するため、市職員には、専門知識の習得やスキルアップを図ることが求められています。そのため、常に自己研鑽に努めるとともに能力や資質の向上に努めなければなりません。

その他、市職員には地域社会の一員として、地域コミュニティ活動、ボランティア活動や子どもへのまなざし運動など市民活動への積極的な参加も求められます。そのため、本市では、「職員の一人二役運動」を推進しています。

### 【条例に関する意見】

議論のポイント	委員の意見	委員	事務局からの説明
逐条解説中、「職員の一人二役運動」を推進 「市職員には、, , 積極的参加も求められます。」	「説明」の記載では市職員には意識が向上しない。本文の4項に格上げしてもよくな いか。	G 委員	・第12条（職員の役割及び責務）

【逐条解説に関する意見】

議論のポイント	委員の意見	委員	事務局
市全体とは？ 奉仕者が的確なのか？	説明の中では範囲等、分かりやすい表現がよいのではないか。	G 委員	・「全体の奉仕者」：憲法第 15 条第 2 項、国家公務員法第 96 条、地方公務員法第 30 条に規定
逐条解説中、「その他、…子どもへのまなざし運動」	子どもへのまなざし運動は地域コミュニティ活動に含まれないか。	G 委員	・子どもへのまなざし運動は、「家庭」・「地域」・「企業等」・「学校等」の子どもを育む4つの場と位置づけられている。

【その他の意見・質問】

議論のポイント	委員の意見	委員	事務局
逐条解説中、「職員の一人二役運動」を推進	8年間の総計はどう推移しているのか。 何か改善されたのか。 どう管理しているのか。	G 委員	・職員アンケートを実施
	運動について周知されているのか。 職務以外に社会的な役割を果たす、ということを強調したいのか。	H 委員	・採用後5年～10年の職員を対象に研修を実施
議員、職員管理職、審議会に女性を一定数確保することを規定するクォータ制(quota system)を導入することの是非について	最近、社会的事件に関連して「女性議員の比率が先進国で最低に近い」との報道されたことに鑑み、クォータ制を議論する必要があると思う。 【第10条、第12条、第20条】	A 委員	・市では女性の審議会等への参画率の目標値を43%と定め、積極的な女性委員の登用に努めている。R2実績44.2% ・市議会議員登用率8.6% (3人/35人) ・管理・監督職登用率30% (監督職15%、管理職17.2%)